

平成21年度ユニバーサルサービス制度 に係る入力値の見直しについて

2010年7月

総務省総合通信基盤局料金サービス課

ユニバーサルサービス制度の概要

■ 制度導入の背景・目的

- ◆ 1985年の電気通信市場への競争原理の導入・電電公社の民営化後、ユニバーサルサービスである「電話役務」は、NTT法に基く責務としてNTT(再編後はNTT東・西と持株)が全国での提供を確保
- ◆ 地域通信市場、とりわけ都市部等の採算地域において競争の進展が見込まれる中、NTT東・西の内部相互補助のみによってユニバーサルサービスを維持するのではなく、NTT東・西以外の事業者にも負担を求めることとし、2001年電気通信事業法を改正(NTT法の責務規定は存置)
- ◆ NTT東・西の内部相互補助により行われてきたユニバーサルサービスのコストについて、これを客観的ルールにより算定し、ユニバーサルサービス設備と接続等を行うことにより受益している他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う制度(受益者負担制度)

■ ユニバーサルサービスの定義(電気通信事業法第7条)

- ① 国民生活に不可欠であるため
- ② あまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務

■ ユニバーサルサービスの範囲

◆ 加入電話サービス

- ・加入者回線アクセス

◆ 緊急通報サービス

- (警察110番、消防119番、海上保安庁118番)
- ・加入電話、第一種公衆電話から発信されるもの

◆ 第一種公衆電話サービス

(戸外における最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により基準で設置される公衆電話)

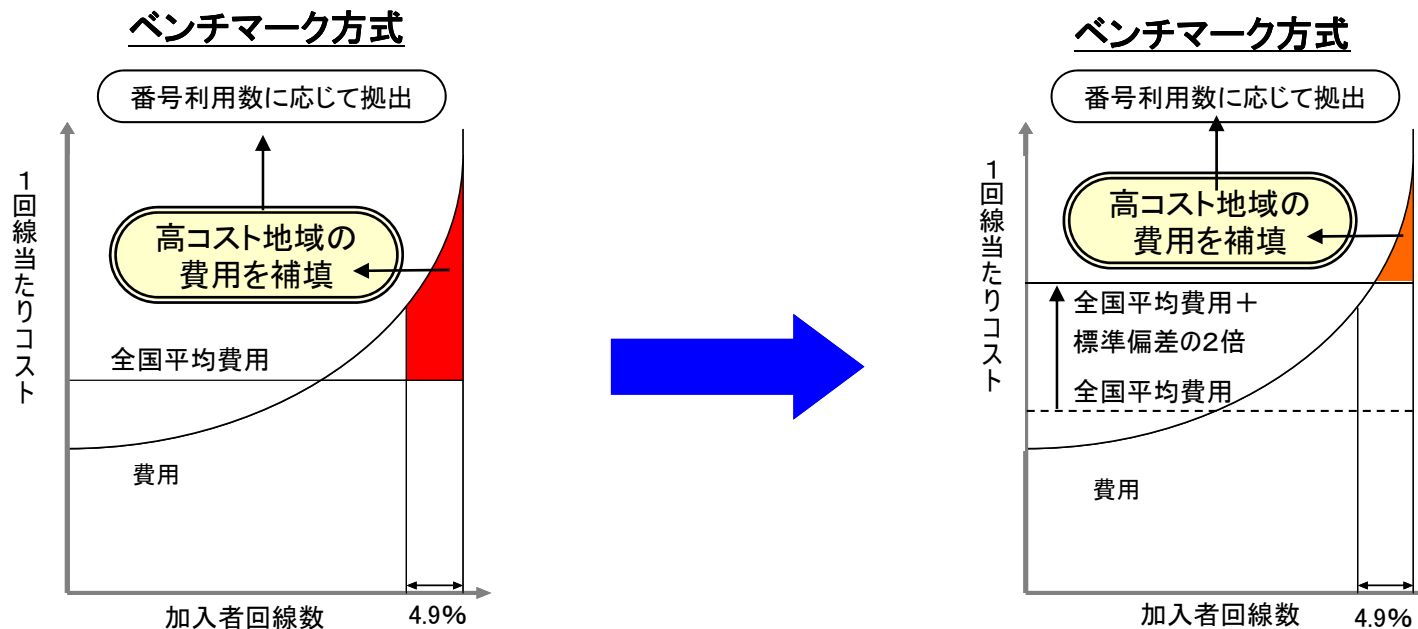
- ・市内通話サービス
- ・特例料金が適用される離島通話サービス

■ 今回の研究会の目的

H21年度(認可年度はH22年度)ユニバーサルサービスの補填額の算定に必要な入力値の検討

■ ユニバーサルサービスの補填額の算定の概要

- 今回検討する入力値を用いて、コスト算定を行う対象は、加入者回線アクセス、第一種公衆電話、緊急通報。
- コスト算定は、長期増分費用方式を用いて収容局単位に行う。
- ◆ 加入者回線アクセスについては、4.9%の高コスト地域を特定し、全国平均費用+2σを超える部分を補填対象とする。
- ◆ 緊急通報についても、4.9%の高コスト地域に対応した費用を補填の対象とする。
- ◆ 第一種公衆電話については、全ての収容局で赤字であることから、高コスト地域の特定を行わず、収入費用方式とする。



■ 今回検討を行う入力値

● H22年度接続料算定にも用いられている入力値

→ 昨年9月に入力値の募集を行ったところであり、最新のデータとして適当と考えられるため、H20年度の実績データをベースに検討。

<主な入力値>

1 実績値をベースにしたもの

(報酬率、各種設備の対投資額比率、各種撤去費の対投資額比率、加入者交換機、メタルケーブル、光ケーブル等の単価 等)

2 フォワードルッキング性を考慮したもの

(加入者交換機、メタルケーブル、光ケーブル等の施設保全費 等)

3 経済的耐用年数

(公衆電話、加入者交換機、伝送装置、メタルケーブル 等)

● ユニバーサルサービスの補填額の算定のために必要となる入力値

<主な入力値>

第一種公衆電話：公衆電話公衆電話端末1台あたりの施設保全費、公衆電話単価 等

緊急通報：専用線月額基本料、一般専用収支率 等

■ 入力値の選定にあたっての基本的考え方

● H22年度接続料算定にも用いられている入力値

1 実績値をベースにしたもの

従来より、得られた最新のデータを用い、可能な限り当該年度のデータと入れ替えてきた。今回は、H22年度接続料の算定の際に採用した入力値（H20年度実績値）が最新であるため、この入力値をベースに検討。

2 フォワードルッキング性を考慮したもの

H22年度接続料用の入力値では、H22年度における推計値を入力値としていることから、今回は、H21年度の目標値としてのフォワードルッキング性を加味した入力値を検討。

3 経済的耐用年数

これまで長期増分費用モデル研究会で検討、承認されてきた推計手法を使用しているが、H22年度接続料の入力値ではH22年度相当の入力値となっていることから、今回は、H21年度相当の経済的耐用年数を再計算

● ユニバーサルサービスの補填額の算定のために必要となる入力値

事業者からの提案をベースに検討

■ その他

● NTSコストの付け替え

→FRT-GC伝送路コスト2/5、その他NTSコスト5/5が端末伝送路コストに算入

表：端末伝送路コストに算入するFRT-GC間伝送路コスト、その他NTSコストの割合

NTSコスト	H19	H20	H21	H22
き線点RT-GC間伝送路	60%	60%	40%	20%
上記以外のNTSコスト	60%	80%	100%	100%

● IP補正回線数を加入者回線数に加算

10ページのとおり、H21.3末時点のIP電話契約者数、FTTH契約者数をもとにビル別に集計したIP補正回線数を加入者回線数とみなして加算し、加入電話の補てん額を算定する。

【参考】ユニバーサルサービスに係る補てん額の推移

18～19年度認可

LRIC三次モデル

18年度認可：**7円**
(NTSコスト 1/5算入)

ベンチマーク方式により「**高コスト4.9%の地域の全国平均以上の費用**」を補てん

加入電話：120億円
公衆電話：31億円
緊急通報：0.8億円
合計：152億円

19年度認可：**6円**
(NTSコスト 2/5算入)

ベンチマークを「**全国平均費用+標準偏差の2倍**」に変更

加入電話：92億円
公衆電話：42億円
緊急通報：0.8億円
合計：135億円

20年度認可：**8円**
(NTSコスト 3/5算入)

ベンチマーク
全国平均費用+標準偏差の2倍

加入電話：138億円
公衆電話：42億円
緊急通報：0.6億円
合計：180億円

毎年度、LRIC入力値を当該年度のものに入れ替えて再計算

20～22年度認可

LRIC四次モデル

21年度認可：**8円**
(FRT-GC間の一部 3/5算入)
(上記以外のNTSコスト 4/5算入)

き線点RT-GC間伝送路費用を接続料原価に算入
IP電話補正回線数を加入者電話回線数に加算

加入電話：145億円
公衆電話：43億円
緊急通報：0.6億円
合計：188億円

22年度認可：**●円**
(FRT-GC間の一部 2/5算入)
(上記以外のNTSコスト 5/5算入)

き線点RT-GC間伝送路費用を接続料原価に算入
IP電話補正回線数を加入者電話回線数に加算

加入電話：○億円
公衆電話：○億円
緊急通報：○億円
合計：○億円

今回LRIC研の目的

毎年度、LRIC入力値を当該年度のものに入れ替えて再計算

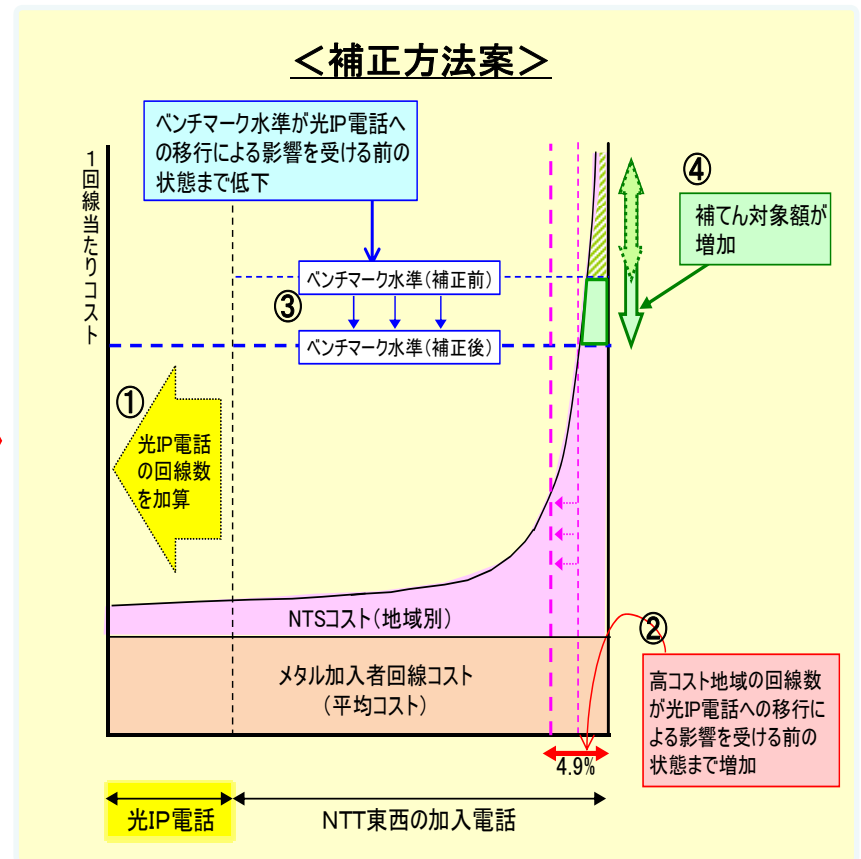
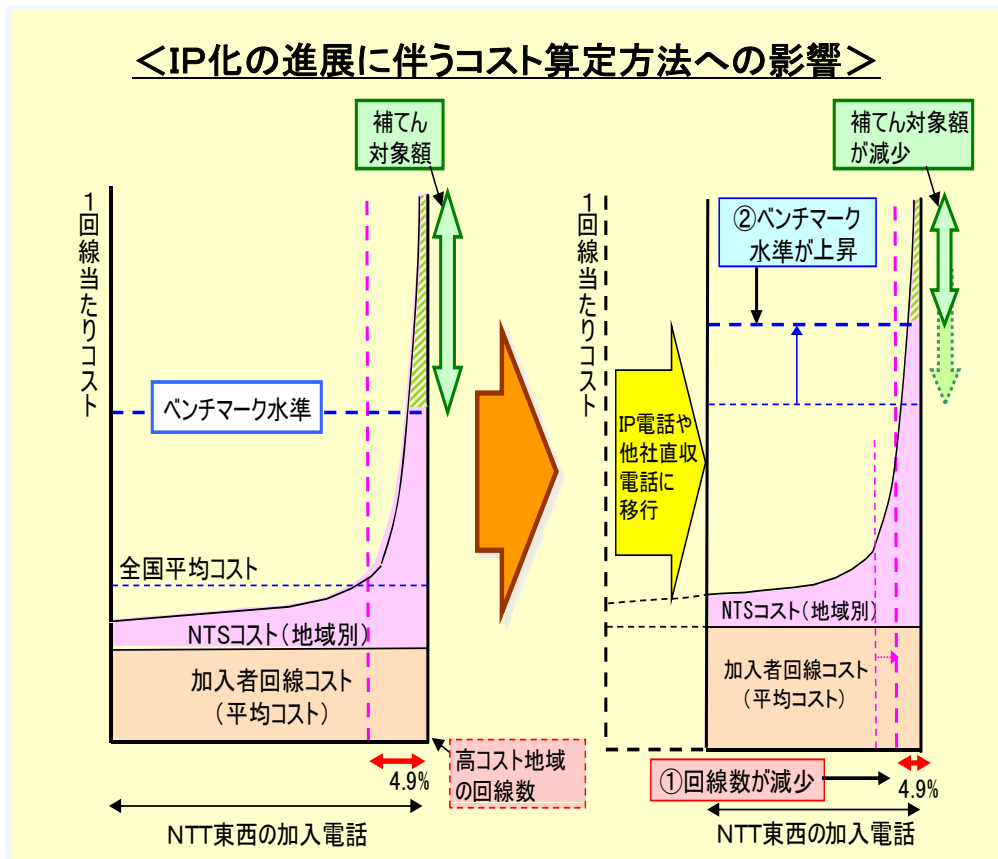
【参考】2009～2011年度（H21～23年度）のユニバーサルサービス制度の見直しについて

○「ユニバーサルサービス制度の在り方について」情報通信審議会答申（平成20年12月16日）

第2節 コストの算定・負担方法

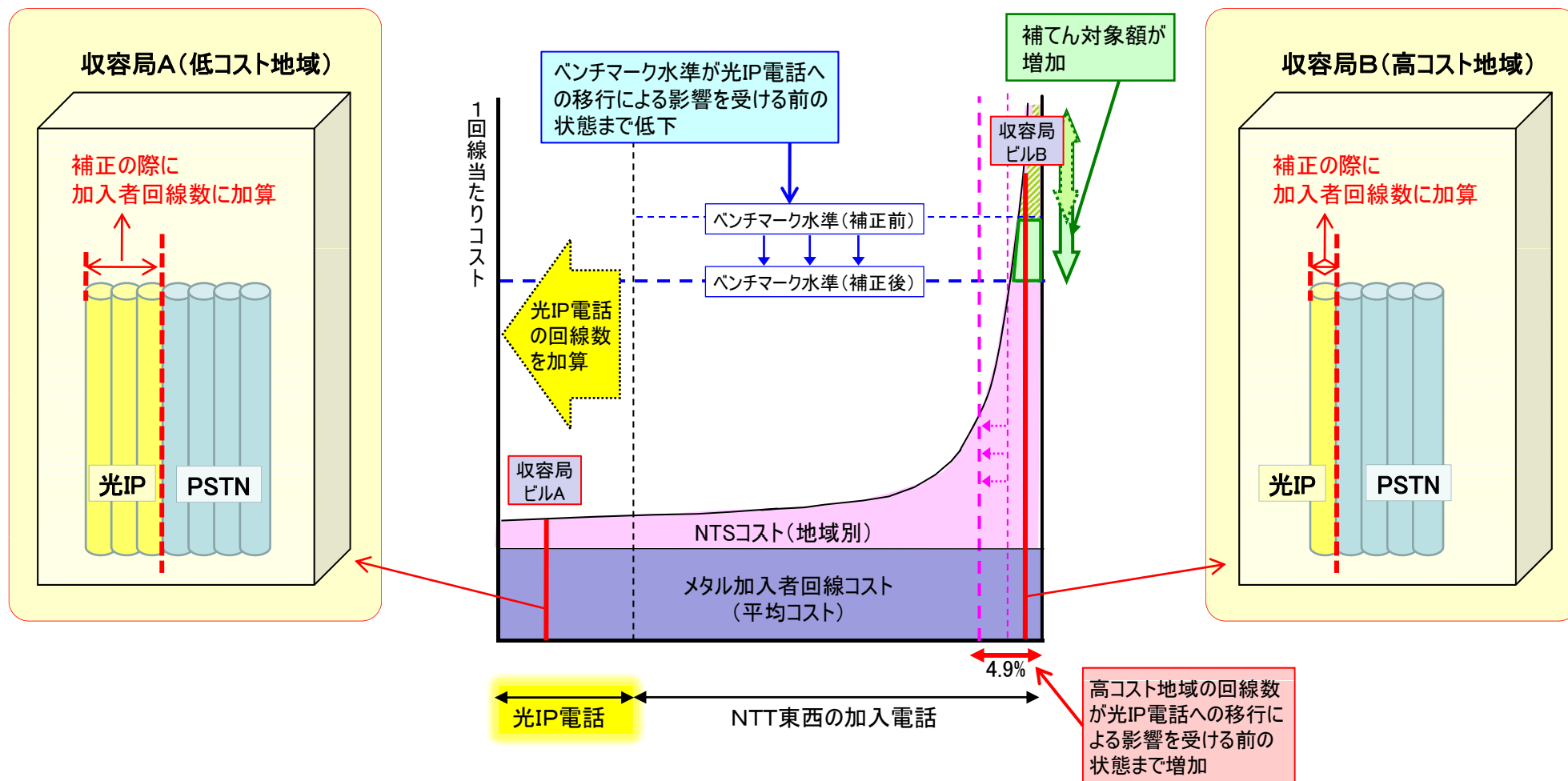
オ IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直し

従来のコスト算定方法を踏襲しつつ、次期（2012年度以降）の状況も見据えた補正方法であり、また、IP化の進展に対する中立性も確保しうることから、**加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当。**



加入電話の補てん額の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正方法

- 回線数補正（加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するという補正）を行う際には、低コスト地域、高コスト地域に関わらず、**収容局ごと**に行う。



【参考】光IP電話へ移行した加入電話に対応するアナログ加入者回線数の具体的算定方法

《東日本電信電話株式会社(以下「NTT東」という。)の補正回線数の算定方法》 [注:西日本電信電話株式会社(以下「NTT西」という。)の補正回線数についても同様に算定]

光IP電話(OABJ-IP電話)へ移行した加入電話に対応するアナログ加入者回線数は、光IP電話利用数の純増数から算定。具体的な算定手順は以下のとおり。

【手順1】 NTT東以外の電気通信事業者(以下「他社」という。)の光IP電話利用数の純増数を算定

$$\begin{aligned} & \text{各年度末のNTT東西以外の事業者の光IP電話利用数} \times \frac{\text{各年度末のNTT東エリア内の全事業者のFTTH契約数} - \text{各年度末のNTT東エリア内のNTT東のFTTH契約数}}{\text{各年度末の全国の全事業者のFTTH契約数} - \text{各年度末のNTT東西のFTTH契約数}} = \text{各年度末のNTT東エリア内の他社の光IP電話利用数} \xrightarrow{\text{※各年度の純増数を算定}} \text{各年度のNTT東エリア内の他社の光IP電話利用数の純増数} \end{aligned}$$

※NTT東西:東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社をいう。 ※NTT東エリア:NTT東の業務区域の範囲をいう。

【手順2】 光IP電話利用数の純増数のうち加入電話からの移行相当分を算定

$$\left(\text{各年度のNTT東の光IP電話利用数の純増数} + \text{各年度のNTT東エリア内の他社の光IP電話利用数の純増数} \right) \times \frac{\text{各年度期首の加入電話回線数(各年度のNTT東の光提供エリアのみ対象)}}{\text{各年度期首の固定電話回線数(加入電話+ISDN)(各年度のNTT東の光提供エリアのみを対象)}} = \text{各年度のNTT東エリア内の光IP電話利用数の純増数【各年度の加入電話からの移行相当】}$$

※NTT東の光提供エリアは、Bフレッツ芯線数が存在する収容局とする。

【手順3】 光IP電話利用数の純増数(加入電話からの移行相当分)を収容局別に分計

$$\text{各年度のNTT東エリアの光IP電話利用数の純増数} \times \frac{\text{各年度の収容局別の加入電話回線純減数(各年度のNTT東の光提供エリアのみ対象)}}{\text{各年度の加入電話回線純減数(各年度のNTT東の光提供エリアのみ対象)}} = \text{各年度のNTT東エリア内の収容局別の光IP電話利用数の純増数} \xrightarrow{\text{※認可申請対象年度まで各年度の純増数を累計}} \text{認可申請対象年度におけるNTT東エリア内の収容局別の補正回線数}$$

【参考】NTT東西以外のデータの把握方法等について

データの内容	把握方法	把握時期
各年度末の他社の光IP電話利用数	総務省公表の「電気通信サービスの加入契約数等の状況」により把握(※千番号単位)	毎年5月末頃
各年度末のNTT東エリア内の全事業者のFTTH契約数	総務省公表の「ブロードバンドサービスの契約数等」により把握	毎年6月中旬頃
各年度末の全国の全事業者のFTTH契約数		

【参考】加入電話の補てん対象額の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正を行う場合の補てん対象額等の試算結果

	H21年度 ※1	H22年度 ※1	H23年度 ※1
補てん対象額（補正前）※2	130～140 億円	100～120億円	70～80億円
【参考】番号単価 ※3	8円程度	7円程度	5～6円程度
↓ ↓ ↓			
補てん対象額（補正後）※4	140～150億円	110～120億円	80～90億円
【参考】番号単価 ※3	8円程度	7円程度	6円程度

※1 認可年度。

※2 需要のトレンドは、回線数：年▲7%・トラヒック：年▲10%、回線数：年▲12%・トラヒック：年▲15%の2パターンを試算。平成19年度認可ベースのコストを基に、それぞれの算定方法により補てん対象額を算定し、回線数変動による補てん対象額変動及びNTSコスト付け替えによる補てん対象額変動を加味して試算。

※3 番号単価の試算に当たっては、公衆電話・緊急通報の補てん対象額及び支援業務費は平成19年度認可実績値を使用。また、電気通信番号の総数は平成20年4月末の数値を使用。

※4 平成17年度末以降に加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するという補正を行った場合の加入電話の補てん対象額について試算。

※「ユニバーサルサービス制度の在り方について」情報通信審議会答申（平成20年12月16日）